

NO. 3 次世代自動車等

対象要件	<p>電池によって駆動する電動機のみを原動機として搭載し、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車）又は型式認定を取得している車両で、次に掲げるもの</p> <p>ア 一般社団法人次世代自動車振興センターにおけるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象車両であるもの</p> <p>イ 車輪数が四輪以上のもの（自治会等及び事業者による申請を除く。）</p> <p>ウ リースによる導入でないもの（自治会等及び事業者による申請を除く。）</p> <p>※ハイブリッド自動車やプラグインハイブリッド自動車は補助対象外。</p>
補助対象経費	<p>①車両本体購入費</p> <p>②その他付属機器購入費（充電ケーブル）</p>
必要書類	<p>必須書類</p> <p>① スマートエネルギー導入補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>② スマートエネルギー導入補助金交付請求書（様式第2号）</p> <p>③ 事業実績報告書（別紙3号）</p> <p>④ 見積書の写し（補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できるもの）</p> <p>⑤ 施工業者への支払が確認できる領収書及び領収金額明細書の写し（補助対象経費が確認できるもの） ※備考欄記載の販売証明書でも可。</p> <p>⑥ 保証書の写し</p> <p>⑦ 自動車検査証記録事項の写し</p> <p>⑧ 案内図（住宅地図等）</p>
	<p>その他</p> <p>⑨ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等事業者であることを証する書類の写し ※事業者の場合に限る</p> <p>⑩ 当該事業所に係る建物の登記事項証明書（全部事項証明書）※事業者の場合に限る。</p> <p>⑪ 自動車賃貸契約書の写し ※リースによる導入の場合に限る</p> <p>⑫ 貸与料金の算定根拠明細書（別紙4号） ※リースによる導入の場合に限る</p> <p>⑬ その他市長が必要と認める書類</p>

備考

- ・領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写しは、販売証明書（書式1）により代替することができます。